

## 摂津市地域公共交通協議会 会議傍聴規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、摂津市地域公共交通協議会規約第8条第5項の規定に基づき、摂津市地域公共交通協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （傍聴者の定員等）

第2条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10名（報道関係者を除く。）とする。ただし、会長は、会議場の都合等により傍聴者の定員を変更することができる。

## （傍聴の手続）

第3条 傍聴者は、受付において会議の傍聴について申し出なければならない。

- 2 傍聴者は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、事務局員の指示により傍聴席に着かななければならない。
- 3 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までとする。ただし、会長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。
- 4 前項の受付においては、先着順により傍聴者を決定するものとし、定員に達した時は当該受付を締め切るものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者がいるときは、抽選により傍聴者を決定する。
- 5 傍聴者の交替は、認めないものとする。
- 6 傍聴者の中途退場は、これを妨げないものとする。

## （傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## （傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、議長が特別に承認した行為はこの限りではない。
- (5) 指定された席に着席し、みだりに席をはなれないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話を使用しないこと。なお、着信音等が鳴らないように設定すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。

(事務局の指示)

第6条 傍聴者は、事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの規程に違反するときは、議長は、これを制止するものとし、傍聴者がその指示に従わないときは、議長は、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規定は、令和6年2月 日から施行する。